

## 【事業主の皆さまへ】 個別経営相談会を開催します

村内の事業者や創業希望者を対象に村役場会議室にて個別経営相談会を開催します。

相談会では相談員として、経済産業省・中小企業庁が各都道府県に設置した経営相談所である「熊本県よろず支援拠点」からコーディネーターをお越しいただきます。起業や売上拡大・経営改善など、経営上のあらゆる悩みの相談に対応します。

※相談会は事前予約制です。  
相談を希望される人は、開催日の4日前までにご連絡ください。

### ■開催日

毎月第3金曜日

(午前9時30分から午後4時30分)

### ■会場

役場 2階小会議室

### ■相談員

コーディネーター 茂田花子氏

### ■内容

村内の事業者および創業希望者に対する個別経営相談会

### ■費用

無料(回数制限なし)

### 〈問い合わせ〉

産業観光課 Tel(67)11112



## 南阿蘇村役場庁舎に ベルマーク回収 ボックスを設置しました

商品の包装紙やパッケージにつけられた「ベルマーク」を切り取り、南阿蘇村で集めてベルマーク財団に送ることにより、1点あたり1円が南阿蘇村内の小中学校のベルマーク預金になります。

貯まった預金は、学校の支援や援助の一助になります。

役場総合案内窓口にベルマーク回収ボックスを設置しましたので、ぜひ、収集にご協力いただきますようお願いいたします。



### 〈問い合わせ〉

総務課 Tel(67)11111

## 私立幼稚園就園の補助制度

幼児を私立幼稚園に通園させている家庭の経済的負担を軽くするため、幼児の属する世帯の村民税額に応じて入園料・保育料を一部補助する制度についてお知らせです。

### ■応募資格

- ① 村内に住所を有するもの
- ② 申請時の年齢が満3歳(年度途中で3歳になる園児)〜5歳児
- ③ 市町村民税所得割課税額※が211,200円以下の世帯および生活保護世帯

※幼児と同一世帯に属している父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の全ての者の所得課税額の合計といたします。

### ■申込時に必要な提出物

- ① 保育料等減免措置に関する調査

※幼稚園に備えてあります。

- ② 課税証明書(平成30年度証明書)

※発行は、6月1日以降となります。各自で取り寄せてください。

### ■提出先

通園している幼稚園から書類をお受け取りいただき、7月13日(金)までに幼稚園にご提出ください。

### ■その他

子ども子育て支援制度の改革により、平成27年度より、認定子ども園などに移行した幼稚園は本制度の対象外となります。

### 〈問い合わせ〉

- ・ 制度全体について 村教育委員会
- ・ 制度対象外の幼稚園について 住民福祉課

Tel(67)1602  
Tel(67)2702